

太田市公告

「太田市緑の基本計画策定業務」の業務委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式により事業者を選定するため、別紙のとおり公告する。

令和8年4月24日

太田市長 穂積 昌信

太田市緑の基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施公告

太田市緑の基本計画策定業務委託公募型プロポーザルについて、事業者から広く提案を受け、当該提案の内容、見積金額等を総合的に考慮し、最良の事業者と委託契約を行うため、次のとおり公募型プロポーザル方式を実施します。

令和 8 年 4 月 2 4 日

太田市長 穂積 昌信

1. 業務の概要

- (1) 業務名称：太田市緑の基本計画策定業務委託
- (2) 業務箇所：太田市新野町 8 0 番 3 号（太田市役所）
- (3) 業務内容：緑の基本計画の改定
- (4) 仕様書等：別添特記仕様書及び公募型プロポーザル実施要領のとおり
- (5) 委託期間：契約締結日から令和 10 年 3 月 3 1 日まで
- (6) 委託上限額：18,392,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

2. 参加資格要件

- (1) 太田市競争入札参加者資格等に基づき、測量・建設コンサルタントの入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (3) 令和 8 年 4 月 1 日から本プロポーザルの優先交渉権者選定までの間において、群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱（昭和 61 年 4 月 1 日群馬県制定）及び太田市入札参加資格停止措置要領（平成 17 年 3 月 28 日太田市制定）に基づく指名停止期間中でない者であること。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 太田市暴力団排除条例（平成 24 年太田市条例第 4 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する者に該当しないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がない者であること。
- (7) 群馬県内に事業所を置く単独の法人とする。

3. スケジュール

プロポーザル公示	令和 8 年 4 月 2 4 日
質疑受付	令和 8 年 4 月 2 7 日～令和 8 年 4 月 3 0 日 17 時まで
質疑回答	令和 8 年 5 月 1 日
プロポーザル参加表明書提出	令和 8 年 5 月 7 日～令和 8 年 5 月 1 8 日 17 時まで
参加表明書審査結果通知	令和 8 年 5 月 1 9 日
企画提案書等提出	令和 8 年 5 月 2 0 日～令和 8 年 5 月 2 7 日 17 時まで
プレゼンテーション・ヒアリング 審査	令和 8 年 6 月 3 日 予定
プロポーザル結果通知	令和 8 年 6 月 1 7 日 予定
業務委託契約締結	令和 8 年 6 月下旬

4. 選定方法

- (1) 一次審査：書類審査
- (2) 二次審査：プレゼンテーション及びヒアリング

5. 提案の審査基準・方法

太田市緑の基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領のとおり

6. 提出書類

- ① 企画提案書（様式第3号）
- ② 会社概要書（様式第4号）
- ③ 業務実績表（様式第5号）
- ④ 業務実施体制・配置予定技術者調書（様式第6号）
- ⑤ 業務の実施方針及び実施手法（様式第7号）

※A3判の場合は1枚以内、A4判の場合は2枚以内とする。

- ⑥ 評価テーマⅠ～Ⅱに関する提案書（任意様式）

※それぞれの評価テーマ毎に、A3判の場合は2枚以内、A4判の場合は4枚

評価テーマⅠ	計画策定にあたり、検討すべき課題とそれを解決するための提案について
評価テーマⅡ	特筆すべき事項について（既往資料の分析・活用方法、住民参加の手法、成果のとりまとめ方法を含め、自由に提案する）

- ⑦ 費用見積書（様式第8号）

※見積価格は、委託料上限額を超えないものとする。

- ⑧ 積算内訳書（任意様式）

※上記⑦の見積に係る積算内訳が分かるもの。

7. その他

- （1） 本プロポーザル参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- （2） 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円とする。

- (3) 提出された参加表明書及び提案書等は返却しない。
- (4) 提出後の書類の変更又は修正は原則認めない。ただし、補正可能な軽微な誤り及び担当課の指示に基づく変更または修正についてはこの限りでない。
- (5) 参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を次の方法で提出すること。
 - ① 提出期間 令和8年5月27日 17時まで〔必着〕
 - ② 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までに必着とする。）

8. 結果の公表

契約締結後、業務名、業務概要等の契約情報について、太田市ホームページ等に掲載して行うものとする。

9. 問い合わせ先

太田市役所 行政事業部 花と緑の課

住所：〒373-0032 群馬県太田市新野町 80 番 3 号

電話：0276-32-6599

E-mail：032020@mx.city.ota.gunma.jp